

オウム対策住民協議会

2017年9月25日

東京地方裁判所判決と今後の

対オウム活動への影響と展望について

講師 山口貴士氏

烏山地域オウム真理教対策住民協議会 第36回学習会要旨

5月12日(土)烏山地域オウム真理教対策住民協議会が主催した、第36回抗議デモは、約220名が参加した。その後弁護士山口貴士氏が、東京地方裁判所がひかりの輪に対し、観察処分取消の判決を行ったことへの経緯や影響、今後の展望について講演した。

平成29年9月25日東京地方裁判所でひかりの輪に対し、観察処分取り消しの判決が出され、現在控訴審が東京高等裁判所において係属中である。講師は観察処分期間更新の6回の経緯と、今回の裁判の原告、ひかりの輪による東京地裁に於ける、行政訴訟の判決の内容を語つ



烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

立した。その根拠として、麻原は逮捕後も団体(当時オウム真理教)存続に向け、団体の危険性の除去・組織分割をいとわなかった。上祐は前述に基づき、団体の危険性除去・仮装を行い、組織の存続を図った。ひかりの輪設立後、思想・哲学の教室への改変は、過去の過ちや反省に基づいたものでなく、観察処分を免れ組織存続のためだった。国側の主張② アレフは、麻原の意志によりその教義を忠実に実行し継承する団体。他方ひかりの輪については、アレフと異なる方法論でオウム真理教の教義を広め、これを実現すると共同目標を達成するため活動している。したがってアレフとひかりの輪は、特定の共同目的を達成する継続的結合体と認められる、とした。裁判所の判断① ひかりの輪は麻原の意思に従ったものとは言えない。その根拠として、ひかりの輪は、観察処分を免れるために分裂し、設立したとする証拠は認められない。麻原が説いた二つのグループの役割分担の考えは、アレフの信者には共有されてない。観察処分を免れるため、二つの団体を作れとの麻原の説明は、平成8年の破防法への対処を念頭にしたもので、ひかりの輪の設立とは結びつかない。裁判所の判断② ひかりの輪とアレフが一つの

団体と認めることは出来ない。その根拠として、ひかりの輪は、麻原に対する絶対的帰依を否定している。シヴァ神の崇拜を否定し、哲学教室への変革を標榜している。アレフと相互に連絡している事実はない。アレフとは対立関係にある。アレフとの間に、人事の交流や施設の共同使用は認められない。アレフとの間に一つの組織体とした仕組みは認められない。麻原がひかりの輪・アレフと意思決定した事実は確認できない。裁判所の判断③ 前述の事実関係で判断して、ひかりの輪とアレフが一つの団体と認めることはできないとした。要約すれば、国側が二つの団体を作れと言う麻原の説に固執し、ひかりの輪とアレフを一つの団体と規定した。裁判所はひかりの輪とアレフは継続的結合体との証拠はなく、一つの団体とは認められない。団体規制法には教団が分派・分裂した



場合、その団体を観察処分を取り締る規定がない。その結果観察処分が取り消しとなった。講師は判決の影響と展望について次のように語った。今後の裁判は、国側が本腰を入れないと勝てない。裁判官がカルト事件の怖さを忘れつつあるので、厳しい局面が続く。敗訴が決定すれば、公安審査委員会で観察処分が棄却される可能性がある。公安調査庁はこれまでと異なる情報源を求めべきと話し、住民協議会でもひかりの輪の情報をも国に伝えて行くべきと結んだ。

第36回抗議デモ・学習会のアンケート報告

【実施日】平成30年5月12日(土)

【回収枚数】53枚

【参加回数】初めて(12)、2回目(6)、3回目(5)、4回目(5)、5回目(3)、6回目(0)、7回目(1)、8回目(2)、9回目(2)、10回以上(19)

【抗議デモ・学習会への感想】

- ・東京地裁の判決の意味するところ。公安調査庁への裁判所からの警告など解説を聞くことができて、理解が深まりました。
- ・早口で、もう少しゆっくり話してほしいです。スクリーンの文字が小さくて見えなかったです。
- ・20～30代の若い人達がひかりの輪に勧誘させられている事について、地域の皆で防止したいと思います。
- ・時の流れによる風化の恐ろしさを感じました。危機感を覚えます。
- ・国の敗因、今後の課題について理解することが出来ました。
- ・昨年9月の判決が今後に影響を与えることが良く解った。逆に訴えられるという恐ろしさを感じました。
- ・観察処分だけに頼ることが結果的に不安を感じることになりそう「カルトを禁止する法律作り」に注目したい。不可能だろうか？
- ・観察処分を外してしまうことで今後増長する団体のやり方が予想されることから、絶対に外してはいけないと思いました。これ以上被害を出さない為にも不本意な処分であると感じました。
- ・本日の講義を聞くまで裁判官がオウム真理教のことを知らずに、判決を下したものと感じていました。ただ、公安調査庁へのメッセージともとれる判決文に危機感をにじませている事を聞くと、別の角度の情報収集の重要さが大変よくわかりました。

【住民協議会活動について】

- ・地域の結束の力の大きさを実感した。
- ・風化させない為に、今後も活動は必要だと感じました。
- ・日頃より様々な活動をしていただきありがとうございます。この先も続く活動となるなら、もっと若い世代の人も協力しなくてはならないと思いました。

- ・事件が風化していく中、継続して活動を行っていることはすばらしいと思います。若い世代に知ってもらうことが大切と感じます。
- ・毎日の生活の中、活動されて大変だと感じました。地域の団結は大事で長く続けていることで対外的に周知されています。がんばって下さい。
- ・観察処分は必要です。住民運動が無くなればオウムは増長していくと思います。

第36回抗議デモの抗議文

抗議文

オウム真理教が烏山地域に集団居住して17年。アレフから脱退しひかりの輪を結成して、すでに11年目に入る。その間烏山地域住民は、一貫してオウム真理教、解散解体を呼び、様々な活動に力を尽くしてきた。信者数は減少したが、この地に教団が現存することに変わりはない。たとえ信者が1名になろうと、我々の解散・解体の運動は尽きることはない。ある弁護士は、アレフはこどものオウム、ひかりの輪は大人のオウムと言った。言い得て妙である。アレフは未だ、麻原彰晃の教義を実践し、まことに危険な団体として誰にも分かりやすい。一方ひかりの輪の上祐史浩は、手練手管にたけ、マスコミや評論家さらに宗教家さえも籠絡させるほど巧妙だ。その手法はあまりにも小賢しい。上祐史浩は、団体の本質を隠し、ひかりの輪の真の目的、観察処分はずしの達成に向け、10年間にわたり暗躍してきた。これこそが麻原彰晃ゆずりの、オウム真理教時代に上祐史浩が身につけた、内部の人間さえも騙し続ける手法だ。そして悲願であった、観察処分取消が、昨年9月東京地裁に於いて決定した。しかし喜ぶのはまだ早い。事はそれほど単純ではない。上祐史浩の大好きな虹の端を、やっと指先で摘んだ程度だと思い知れ。東京高裁、最高裁と大きな関門が待ち受けている。さらに我々地域住民の底力もある。東京地裁の判決を学ぶことで、ひかりの輪上祐史浩の野望を打ち砕き、烏山地域の安心安全を勝ち取るまで、闘い続けることをここに宣言する。

平成30年5月12日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会
会長 古馬一行

大阪生野アレフ対策協議会からの報告

寄稿

昭和62年に設立されたオウム真理教、その後世間を騒がした。平成7年1月17日阪神大震災の後、同年3月20日霞が関駅周辺で、オウム真理教が地下鉄サリン事件を起こした。日本の犯罪史上初の無差別大量殺人となり、13人の死者、約6500人の負傷者となった。この事件の張本人、教祖麻原彰晃、本名松本智津夫の指示により、共犯となった信者12人の死刑囚は、未だ収監されている。これも国の税金の無駄遣いでもある。オウム真理教(アレフ)が、平成18年に大阪市生野区東中川地区に大阪道場を開設。新今里5丁目、4丁目、3丁目と次々と施設を移転し、12年間住民に不安と恐怖を与えてきた。現在10人ほどの信者が居住し、休日の度にセミナーを行

っている。アレフが進出以来、毎週抗議デモを行い、11年間続けてきたが、昨年からは月1回となり、現在は年に2回となっている。住民の関心も年がたつにつれ薄れていくが、何とか安心安全な町にして、住民の笑顔が戻るようにしたい。今年3月住民だけではどうにもならないと思い、東京都足立区の住民協議会の抗議デモに参加した。まず驚いたのは、住民の力だけでなく、行政の協力が大きいことだ。私たち東中川地区の高齢者の力だけでは限界があることを痛感した。大阪の住民が困っているのだから、何とか国・府・区の力も借りて、運動が継続出来るようにしたい。住民だけでは解決出来ない問題をこの機会に、一緒に考えて行きたい。

住民協議会活動報告

5月23日(水) 実行委員会
5月28日(月) 編集会議協議会ニュース176号初校正
6月2日(土) 桐の会発表会で募金活動

6月2日(土) 下町まつりで募金活動
6月4日(月) 編集会議協議会ニュース176号再校正
6月5日(火) 事務局会議
6月12日(火) 協議会ニュース176号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。